

令和2年度第3回

下松市農業委員会総会議事録

令和2年6月9日（火）10時から
下松市役所1階 103会議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和2年度第3回下松市農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和2年6月9日(火) 10時から
- 2 開催場所 下松市役所 1階 103会議室
- 3 農業委員
 - ・出席(8人)

会長	4番	近藤 政司		
会長職務代理者	8番	山岡喜久吉		
1番	猪本 英雄	2番 内山 禮介	3番 河村 真弓	5番 清水 守
6番	田中 結	7番 田村 覚		
 - ・欠席(0人)
- 4 農地利用最適化推進委員 (全員出席要請)
 - ・出席(6人)

1番	田村 泰彦	2番	藤井 康之	3番	金藤 哲夫	4番	松村 好裕
5番	大木 昭隆	6番	山本 利夫				
 - ・欠席(0人)
- 5 議事日程
 - 第1 会議の成立
 - 第2 議事録署名委員及び会議書記の指名
 - 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 非農地証明交付申請の承認について(調整区域)
議案第3号 空き家に附属した農地の別段面積の指定について
議案第4号 下限面積の設定について
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 非農地証明交付申請の承認について(市街化区域)
報告第3号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 6 農業委員会事務局職員

局長	網本 渉
書記	河本 健
- 7 会議の概要
会議の概要については次のとおり

第3回 定例総会 会議の概要

議長	定刻になりましたので6月の定例総会を開催したいと思います。本日の欠席者はいません。本日の出席者は8名、下松市農業委員会会議規則第6条により定員数を満たしており総会は成立している事を報告致します。本日の議事録署名人は河村委員と田村委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願い致します。本日は検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしています。では事務局、よろしくお願ひ致します。
事務局	議案書2ページをご覧下さい。議案第1号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。こちらは先月の農業委員会で下限面積の特例で承認された場所でございます。土地の所在は●●●●●●●●●●ー●と●●●ー●、地目は登記簿田、現況荒廃、農振区分は農用地外、面積は726m ² と413m ² 。譲渡人は●●●●●さん、譲受人は●●●●●さん、内容は有償所有権移転です。調査委員は内山禮介委員です。よろしくお願ひいたします。
議長	内山委員、お願ひします。
内山委員	はい。空き家附き農地の3条の売買であります。場所は4ページを見てもらつて左側ですが、●●●号の●●に向かって右側に●●●●がありますが、そこから少し●●の方に行った右側の高台の所です。面積は1,139m ² 。譲渡人は●●●●●さん、譲受人は●●●●●さんになっていますが、●●さん一家という風に考えております。問題は農業が今後続けて出来るかどうかですが、お父さん●●歳は病気とかじやなくて元気です。それからお母さん、そして本人の3人家族で約一反の畠で自家消費用の野菜を作りたい、という事であります。近くに●●●●●さんのお兄さんがおられるそうです。その家族も手伝うという事を言っておられました。今から農業道具等については、管理機とかは、諸々の器具を購入していきたいということでありました。継続して農業が今後出来るのではないかという風に見通しをしました。以上です。
議長	内山委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。
清水委員	ありません。
議長	はい。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第1号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。
(全員挙手)	
はい。全員賛成でございます。議案第1号受付番号1番は許可することに決しました。じゃ事務局、お願ひします。	

事務局 議案書6ページをご覧下さい。議案第2号受付番号1番について総会資料に基づいて説明いたします。非農地証明交付申請の承認についてです。土地の所在は大字●●●●●、地目は登記簿畠、農振区分は農用地外、面積は290m²。調査委員は山岡喜久吉委員です。よろしくお願ひします。

議長 山岡委員、お願ひします。

山岡委員 それでは説明をいたします。この物件については以前から●●さんの名前が出ましたが、こちらに畠があったんですが今●●でございますので、こちらの田んぼとか畠、家の処分をして整理をされるようございます。これについては、●●さまの隣にあるもので、場所は6ページを見ていただきたいのですが。左側で見ていただくのがよく分かると思うのですが、お参りする昔からの石段をずっと登って●●に行く所ですが、その突き当りの右になります。これは写真が載っておると思うのですが、もう畠と言いながらも木が大分大きくなっていますので、これを元に戻すというのは難しいという事でございますので、これを将来的には●●に寄付したいというようござります。これを非農地として認めてもらって、そして許可が取れれば●●●のほうに寄付という事になろうと思います。調査委員は私と大木推進委員と事務局で現地を見てですね、写真のとおりでございますので、原野というようにさせてもらおうとした訳でございますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。

議長 はい。山岡委員、ありがとうございました。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願ひします。

清水委員 ありません。

議長 はい。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第2号受付番号1番についてこれを非農地、原野とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は非農地と承認いたします。原案の通り承認致します。じゃ、事務局お願ひします。

事務局 議案書7ページをご覧下さい。議案第2号受付番号2番について総会資料に基づいて説明いたします。非農地証明交付申請の承認についてです。土地の所在は大字●●●●●一●、地目は登記簿畠、農振区分は農用地外、面積は423m²。調査委員は松村好裕推進委員です。

議長	松村推進委員、お願いします。
松村(推)委員	調査の結果を発表します。先月27日に網本局長と内山委員で現地を確認しました。現地は●●●●号線●●●●線から●●市●●方面に行く所で、●●●の手前を右折して100m行ったところの左側の山の手にあります。所有者の●●さんは現在●●に住んでいて、この土地家屋を売却したいそうですが、現地は市街化調整区域ですので土地の地目変更をしなければなりません。写真を見て頂ければ分かると思いますけれど、家も建っていますし、宅地であると我々は認定いたしました。ご審議のほうをよろしくお願いします。以上です。
議長	はい。松村推進委員ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。
	はい。意見もないようですので採決をしたいと思います。議案第2号受付番号2番についてこれを非農地、宅地とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	はい。全員でございます。議案第2号受付番号2番は非農地と承認いたします。じゃ、事務局お願いします。
事務局	議案書8ページをご覧下さい。議案第3号受付番号1番、空き家に附属した別段面積の指定について総会資料に基づいて説明いたします。農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」について、下松市では令和元年8月総会において空き家に附属した別段面積の土地を指定し1a以上とする特例を設けました。申請がありました以下の土地の指定についてお諮りするものです。土地の所在は●●●●●●●●一●、地目はともに登記簿畠、現況畠、農振区分は市街化区域、面積は482m ² 。譲渡人は●●●●さん、譲受人は●●●●さん。調査委員は河村真弓委員です。よろしくお願いいたします。
議長	河村委員、お願いします。
河村委員	それでは説明いたします。場所は10ページの左側の地図にありますように、丸で囲ってある所なんですかね。●●●●●号線を●から●●方面に向かって●●の高架橋の手前を左に下りていく途中にあるんですけれど。譲渡人の●●●●さんは平成●年に実家を相続された時、●●におられました。その後●●を経て平成●●年から下松市に住んでおられます。下松では別に自宅を所有されており、空き家の状態が続いている。その空き家の奥に今回の申請地があり、空き家とあわせて売却したいとの意向のもと、譲受人の●●●●さんが果樹の栽培ができる農地の取得を希望されて、空き家とあわせての売買が行われることとなったものです。現在は草刈りもされており、日当たりも良く、

		果樹栽培をされるには良い所だと思います。以上です。よろしくご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長		はい。河村委員ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありました、ご意見がありましたらお願ひします。はい、内山委員。
内山委員		空き家は10ページの左の図面の丸い輪の中にある、●●さんって書いてある所ですか？
河村委員		はい。
事務局		輪っかの中にかかっている、薄く書いてある●●●さんとのことです。
内山委員		分かりました。
議長		どなたか他にございませんか。
清水委員		ありません。
議長		はい、意見もないようですので採決します。議案第3号受付番号1番について、これを承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)	
		全員でございますので、議案第3号、受付番号第1番は下松市農業委員会として原案のとおり承認し、公示することにいたします。次、事務局お願ひします。
事務局		議案書11ページをご覧下さい。議案第4号下限面積の設定について総会資料に基づいて説明いたします。平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときはその面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。「農業委員会の適正な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知)が平成22年12月22日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。このため、今年度の下限面積(平成21年12月15日告示第1号で定めた20a)原則部分の設定について、修正の要否のご審議をお願いします。
議長		この件について、ご意見がありましたら出して下さい。はい、清水委員。

- 清水 委員 以前から下限面積を10aにしてはどうかという意見を私は申し上げておりますけれど。●●でも●●でも一緒ですが、空き家がどんどん増えてきているという事は事実です。それで空き家を売却しようとしても、農地が付いておると。それで下限面積を10aならまだしも20aという事になると、相当な負担が強いられるという事でなかなか売却が進まない状況にもあるわけですが、そのへんを緩和すればですね、もうちょっと空き家が売却されて新しい人が参入できるのではないかと思います。これは私の持論ですが。以上です。
- 議長 どなたか他にございませんか。はい、内山委員。
- 内山 委員 昨年も議論されたと思うんですが、その時に私は20aを上にあげたらどうかと言った記憶があるんですが。それと変わってなくて、20a、それに従います。
- 議長 他にありますか。田中委員。
- 田中 委員 私も20aでいいと思っていて、むしろ上げてもいいかなと思っています。10aにした時のメリットとデメリットって何だと思いますか。
- 清水 委員 メリットかデメリットかはよく分かりませんが、要するに農地を取得して家を買ってですね、そこに定住したいという人がいると思うんですよね。二反の農地を確保しないと、家を買ってそこに入ることが出来ないという事になると、二反ということになると、かなりの農作業の機械をまず買わなければいけない。それから労力が必要であると。農業委員さんの中でも一生懸命自分で広げてやられる方もいるし、縮小しようとう方もおられるわけです。現実には●●や●●など相当数の空き家が増えておる。実際。●●でも先般土地家屋が売れましたけれど、農地がそれ以外にあるわけ。沢山あるけれど、それは管理ができないから要らないと。そういう事ですね、農地を確保してやろうという新しい人は出てこない。これがメリットかデメリットかは分かりません。だけど、一人でも地域からどんどん人が離れていけば、維持する人がいなくなるわけ。そうすると地域は一人では支えられませんから、当然公共道路の草刈りとか、田んぼの水路の草刈りとか泥上げとか出来なくなる。そうすると、結局耕作放棄地に結び付く。そして田んぼが荒れて、一人では住まれないと。だから一人でも多くの人に住んでいただきたいというのが私の考え方なんですけれども。実際目の前に現実にあるわけですよ。それをまだまだ二反という考え方をする必要はないというのが私の考え方です。
- 田中 委員 私は農家さんが増えればいいと思っていて、一般の方に向けた有利なものより、農家さんに向けた有利な条件を残していくしかないかなと思っているんですよね。10aにした時に農家独自の権利というか、そういうものがありますか。

清水 委員	以前、下松市は50aからどんどん下がって、今は20aなんですけれど、20aで果たして農業をやっていけるのかと言えば、それは恐らくやっていけない。20aの農地じや食べていけるわけじやない、菜園農家くらいのものなんです。ところが20aだと、菜園農家じや荷が重いと思います。今の農地を守るという考え方と、地域に人を呼んでくるという考え方は相反する部分があるから、そのへんをどういう風に捉えるかという事なんですけれど。農家数は今現実にどんどん減りよる。農業じや食べられんという事。そして資産価値も、街中の農地はまだしも、田舎のほうはただでもいらんと。そういう状況だから新しい人が参入してこない。要するに農村地域に人を集めて新しい人が入ってもらいたい。それは農業委員会としても私は考える大切な要素ではないかと。
議長	はい、事務局。
事務局	清水さんの意見を基に昨年の8月、空き家に附属する農地の下松独自の制度を取り入れさせていただいていますが、空き家という定義がどうしても一年間位空いているという定義の下で進めようとしているんですけど、今から空き家になりそうだというか、そういう場合に特例制度をどういう風に運用するかというところで何とかクリアできないかなという思いがあります。空いてすぐ空き家です、という風に本来ならならないんで。住んでいる家が空いて、売りに出したいという時とかは、今の空き家の制度がちょっと使いにくい状況なので、運用面で空き家を認定するに当たって、すぐにでも今から空き家になるっていう場合にどうするかというところを検討すれば、少しほのこの10aというよりも、今は1aでも。これはもう農家じやなくなるという事なんですが。農家の定義はあくまでも10a以上ということで、そこは変えてないんですけど。運用面で今作ったせっかくの制度を活かしてもらったらという風に事務局は考えておりまして、全体としては今の20aをそのまま残すことで、原則はそのままで、特例的に運用していくように考えております。
清水 委員	運用できるんですか。
事務局	そこは、今ある特例の制度が下松独自の制度になりますので。ここを空き家に附属した農地というところで、空き家自体を見に行って、ここは空き家だと認定した上でやっているので、その認定に当たっては、近隣の人間に聞くなりして、ここは空き家になったんだということで、すぐに空き家と認定するか、その空き家の状況が続いているっていうのを必要とするかどうか、そこまでは今はまだ基準の中に入れていないので。本来ならば空き家という場合は、一年程度、常時人がいない状況という事になるんですけど。今後いなくなるという状況で空き家と認定するかどうか、これは農業委員会の中で認定して特例を使うという事は出来るんじゃないかと考えております。空き家の認定自体をどうするか。それで、うちは空き家バンクが無いから、本来よそがやっているのは、空き家バンクに登録した時点で空き家の特例を使うようにしているけれども、バ

ンク制度が無いから、農業委員会で空き家も認定して、特例の適用をするかしないかも判断しているという状況なんで。その中で運用的に沿っていけたらなと。

清水 委員 例えば、空き家があるわけですよ。それで売りに出ちょるけど、家の裏に田んぼが六反くらい付いちょる。六反は当然維持できないから要らないけど、家と畠だけは買いたい。これじゃあ売買は成立せんわけですよね。

事務局 ここはもう、売買の売る人買う人の話になってくるんで。

清水 委員 20aだけを買いましょうと。制度があるから。10aだともっと簡単にいくかもしれないじゃないですか。

事務局 それこそ、二反以上の農地をお持ちのうちの一部だけを買いたいという場合は、逆に3条が、全部効率利用要件というのがあるのですが。一部だけっていう風にならないです。

清水 委員 この制度がなければね、例えば10aじゃったら耕作できるじゃないですか。出来るという自信があって。20aじゃ無理だという事になった場合ですよ、許可できんという事でしょ。

松村(推)委員 いいですか。今JAは多分、10a以上じゃないと正規組合員として認めてないと思うんですよね。だから私は清水さんの意見と一緒に10aでいいんじゃないかなと思いますけどね。

金藤(推)委員 いいですか。

議長 はい、金藤推進委員。

金藤(推)委員 私ども推進委員は議決権を保有していないわけでございますが、ご意見を申し上げておきますが。清水委員が言われるのは、本当に実態に即したご意見だろうと思います。●●でも然り、●●でも然り、●●でもそうなんですが。そういう風に空き家がありながら、農地が広く付いてくるという状況の中ではなかなか売買が難しい。ただ、下松市の農業委員会は昨年農地が付いて空き家であれば一畝、1aの売買を認めようと。これは全国的にも画期的な事例なんですね。他の所に色々行ってもそういう例はあまりありません。そういう事で空き家と認定がされておれば1aで売買が出来るという状況であります。今清水委員が言われるように、農地が広く付いていると、なかなか売買が難しいので、少し敷居を低くする事で荒廃地が少しでも緩和出来るのではないかという意見も私も思っております。そういう事で、私も●●の方へ、一反ばかり、山を越えては機械を運んで作りに行っておりますが、それを止めると全部荒廃

地になります。そういう実態に基づいての清水委員のご意見かと思います。今後空き家と附属する農地等の認定については、また農業委員会の方でその都度ケースバイケースで判断をされたら良かろうかと思いますが。そのあたりは少し条件をもっと低くして荒廃地の防地に努めるべきではないかという風に思っておりますので、皆さん方のご審議をお願いできたらという風に思います。

- 議長　　はい、内山委員。
- 内山委員　　清水委員に聞きますが、現実に20aを10aにしたら荒廃地が無くなる、農家が増える？
- 清水委員　　農家が増えるとかじゃなくて、そこに新しい人が来てくれると思うんです。
- 議長　　はい、田中委員。
- 田中委員　　今回のコロナの事で、都心の人が田舎に移ろうという動きが実際にあるんですね。農家を増やすという事と、空き家附き農地を減らすという事と、農家ではない一般の人たちを受け入れて里山に定住してもらおうという問題はそれぞれ違う問題だと思うので、こまかいパターンを下松独自で何か作っていった方がいいのかなという思いは、研修に行ってからずっと思っています。色々なパターンがあると思うので。家庭菜園だけでいい、里山で暮らしたい人、農地を沢山持つて農家になりたい人とか色々あると思うので、その人が相談に来てからではなくて、事前に用意して、来たときにすぐ動けるようにパターンを考えていったらいいかなと思っています。
- 議長　　はい、山岡委員。
- 山岡委員　　このことについては、色々お考えがあると思うのですが、私はこの10aにしたら多くなる、少なくなる。そして村の管理が出来る、出来ないという事とは違うと思います。私たちの部落についても、水路の管理は確かに難しくなる。なぜかというと、田んぼは持っちょってじゃが、もう稲は作らないと。だからうちは出んでも良かろうと言うんで、うちはもう管理が出来ないと。もう●●から●●まで井手が無いんで、そこを通っていくんじゃが、そこの守りが出来ん。そして、災害にあってもそこを直す人がおらんというような事ですね。面積を少なくして新しい人が来たら維持管理が出来るかというのには疑問があろうかと思うんですが。それより皆さんご存知のような、保全会を作つてですね、皆で協力して井手、水路、農道の管理をしていく方が部落を守るにはいいんじゃないか、そしてどうしても空き家になった部分については一畝でも出来るという事ですから、利用してやればいいんじゃないかと思います。一反にした途端によそからどんどん人が入つて、部落の力になるかと言えばなかなか難しいんじゃないかと私は理解します。

議長	はい、清水委員。
清水委員	今、保全会の話が出ましたけど、最初は皆で協力してやろうという意気込みでスタートしたんです。ところが色々な事情で共同作業に出られくなつて、協力してもらえない。結局保全会の活動に参加出来ないから現実的に辞めざるを得ないというのが実態です。自治会との兼ね合いもある場合が、保全会の難しさなんです。
議長	下限面積の設定で話が変わっていったんですが。
事務局	下限面積の設定というのが平成21年と書いてある通り、それまでは50aというのが大原則であって、ただし書きとして地域の実情に応じて別段の面積を農業委員会が定めることができた上で、毎年その見直しについて協議をするようにという流れで今回も提案しました。別段面積の指定にあたって、農地法施行規則第17条第1項の原則として、全体としてのものを定めているものが、今は二反です。ただ、これは一反以上から出来るようにはなっています。そして定めた上で、別段面積未満の農家が40%以上でないといけないというのがあるんですけど、これは下松市は面積が少ないので、全体としてはクリアしています。ただ、米川の大藤谷地区とかは一反じゃあちょっと今の要件に合いませんが、下松市全体で見ると一反でも可能です。国としては、本来は50aというのが原則であって、別段というぐらいで、その地域の状況に応じて二反で定めておりますが、県内でも毎年見直す中で、段々下げていっている状況ではあります。美祢市とかも一反にしていて、そういう県内の状況をお示しすればよかったです。
議長	はい、清水委員。
清水委員	私はとにかく、一人でも人が入ってくれる方法があれば、何でもいいからやってみるという姿勢が私は必要だと思います。
議長	事務局、そしたら、県内に10aでやっている所はあるんですか？
事務局	あります。確かに美祢市は圃場整備された地域や優良農地以外は10aです。
議長	毎年見直すので、色々やってみるというのはいかがですかね。いかが取り計らいましょうか。
事務局	それは毎年、この時期にお願いするようになります。

清 水 委員	下松市は10aでいいんじゃないですか？
山 岡 委員	10aにしたら、新しい人は入ってくるじゃろうか？
清 水 委員	やってみないとわからないじゃないですか。
内 山 委員	借地でもええんじやろ。借地でやりよって、20a以上するという方法もあるから。
議 長	それでは採決いたします。議案第4号下限面積の設定について、現状のまま20aという方は、挙手をお願いいたします。

(5名挙手)

過半数を超えてるので、今回も20aということで、議案第2号は下松市農業委員会として承認することにいたします。

以上で本日の審議いただく議案について、終了いたしました。報告事案がありますが、なにかご質問があれば、お願いします。ないようすで引き続き、その他の事項について事務局から説明をして下さい。

事 務 局 報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、議案書の12から14ページに7件ございました。報告第2号「非農地証明交付申請の承認について」（市街化区域）は、議案書の15ページに1件ございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も完備しておりましたので、下松市農業委員会規程第10条2項に基づき、事務局長専決により書類を受理いたしました。報告第3号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、本日配布した資料1の通り県に報告することとなります。意見書につきましては、次回か、事前にご意見をお願いいたします。

議 長 はい。それと連絡事項は。

事 務 局 次回の総会後に本来ですと互助会の解散会を行うところですが、新型コロナ感染防止の観点より飲食を伴う会合につきましては、まだ自粛すべきではないかとの判断に至りました。総会終了後に引き続き解散会を行いたいと考えております。よろしくお願いします。

議 長 それでは以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これで6月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和2年6月9日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議長 近藤政司

署名委員 河村真弓

署名委員 田村覚